

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規則	五〇
○福島県中小企業高度化資金の貸付けに関する規則の一部を改正する規則	五〇
告示	五二
○大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件	五二
○大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件	五二
○道路の区域を変更する件	五二
公告	五三
○肥料を登録した件	五三
○落札者を決定した件	五三
福島県教育委員会	五三
○福島県教育庁本庁事務決裁規程の一部を改正する訓令	五三
福島県選挙管理委員会	五三
○選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数並びに福島県議会議員選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数を告示する件	五三
福島海区漁業調整委員会	五三
○漁業法により指示する件	五三

規 則

福島県中小企業高度化資金の貸付けに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年十二月十日

福島県規則第八十三号

福島県知事 内堀雅雄

福島県中小企業高度化資金の貸付けに関する規則の一部を改正する規則

福島県中小企業高度化資金の貸付けに関する規則（昭和四十三年福島県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「〇・五パーセント」を「〇・三五パーセント以内」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正後の福島県中小企業高度化資金の貸付けに関する規則の規定は、令和二年四月一日以後の資金の貸付けについて適用し、同日前に貸し付けた資金については、なお従前の例による。

（経営金融課）

告 示

福島県告示第七百八十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第五条第一項の新設の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和三年十二月十日から令和四年一月十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和三年十二月十日

福島県知事 内堀雅雄

- 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
JA農産物直売所 愛情館 福島県郡山市朝日二丁目九一番一
- 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要
以下の事項について留意されるようお願いいたします。
1 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮
廃棄物の排出を可能な限り抑制し、かつ適切なリサイクルを推進すること。
2 防犯対策への協力
事業者及び土地所有者等は、「郡山市安全で安心なまちづくり条例」の基本理念を理解し、地域社会の一員として犯罪の防止に配慮した環境と必要な措置を講じるように努め、市の防犯対策に協力すること。
3 廃棄物に係る事項等
分別の徹底を図り、産業廃棄物と事業系一般廃棄物の適正処理をすること。
- 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
1 意見の提出者
個人 三名
2 意見の概要

駐車需要の充足等交通に係る事項

(一) 内環状線に面する駐車場出入口の運用については、右折による入出庫により渋滞や事故の危険性も高い状況であるため、中央分離帯の開口部を封鎖し、左折による入出庫となるよう、入退店経路を改善願いたい。

(二) 一般車両・搬出入車両・歩行者等の出入口が分離されていない。また、バイクの駐輪場が一台しかないことなどの問題がある。

(商業まちづくり課)

福島県告示第七百八十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和三年十二月十日から令和四年一月十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部商業労政課に備え置いて縦覧に供する。

令和三年十二月十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
マルト平白土店 福島県いわき市平字作町三丁目一番地八ほか
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要

(商業まちづくり課)

福島県告示第七百九十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で令和三年十二月十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和三年十二月十日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区間	変更前の 変更後の の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
県道矢祭山八槻線	東白川郡塙町大字伊香字松原一〇番三地先から	変更前	一二・四〇・九	三二七・〇
	同 郡同町大字伊香字松原七一番地先まで	変更後	一二・四〇・九	三二七・〇

公告

公告第二百四十一号

肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十七号)第七条の規定により、肥料を次のとおり登録した。

令和三年十二月十日

福島県知事 内堀雅雄

登録番号 (福島県)	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	氏名又は 名称	住所	登録の有効期限
856	副産石 灰肥料	ネオカ ルオキ ソナル ク	60.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。	保土谷化学工業株式会社	東京都中央区八重洲二丁目4番1号	令和9年11月18日

(農業総合センター)

(道路計画課)

公告第242号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和3年12月10日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
ノートパソコン 295台
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和3年11月5日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社中松商会 東京都千代田区内神田二丁目3番4号
- 5 落札金額
25,505,700円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和3年9月14日

（入札用度課）

福島県教育委員会訓令第9号

福島県教育委員会

福島県教育庁本庁事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年十二月十日

教育庁本庁
福島県教育委員会

福島県教育庁本庁事務決裁規程の一部を改正する訓令

福島県教育庁本庁事務決裁規程（平成十五年福島県教育委員会訓令第10号）の一部を次のように改正する。

別表第一の十六の項中「特別職の職員」の下に「及び福島県教育委員会会計年度任用職員任用等管理規程（令和二年福島県教育委員会訓令第1号）第三条第一項第五号に掲げる会計年度任用職員」を加える。

別表第二教育総務課の項第五号中「日々雇用職員」を「福島県教育委員会会計年度任用職員任用等管理規程第三条第一項各号（第五号を除く。）に掲げる会計年度任用職員」に改める。

附 則

この訓令は、令和四年一月一日から施行する。

（教育総務課）

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第百号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八十一条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数の六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数の六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）及びに地方自治法第八十条第一項に規定する福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数の六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数の八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、令和三年十二月一日現在において、次のとおり

である。
令和三年十二月十日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

- 一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 三一、四九三
- 二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合)にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数 二九六、八二六
- 三 福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合)にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

選挙区	選挙区	選挙区
福島市	田村市田村郡	一七、七二四
会津若松市	南相馬市相馬郡飯館村	一八、六二九
郡山市	伊達市伊達郡	二六、四六一
いわき市	本宮市安達郡	一〇、七五四
白河市西白河郡	南会津郡	七、二〇四
須賀川市岩瀬郡	河沼郡	六、一三四
喜多方市耶麻郡	大沼郡	七、〇五六
相馬市相馬郡新地町	東白川郡	八、七〇六
二本松市	石川郡	一〇、八五五
	双葉郡	一七、三〇九

福島海区漁業調整委員会

福島海区漁業調整委員会指示第七号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百一十條第一項の規定により、ひらめの保護増殖を図るため、ひらめの採捕等について、次のとおり指示する。

令和三年十二月十日

福島海区漁業調整委員会

会長 今野 智光

- 一 指示の内容
 - 1 福島県海面において、全長三十センチメートル未満のひらめは、採捕してはならない。ただし、試験研究機関等が試験研究のため採捕する場合は、この限りでない。
 - 2 漁業を営む者又は水産動植物の販売若しくは加工を業とする者は、1の規定に違反して採捕されたひらめ又はその製品を所持し、販売し、又は加工してはならない。
- 二 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和四年一月一日から同年十二月三十一日までとする。

